

平成18年度第2回鳥取県手をつなぐ育成会総会研修会

# 障害者自立支援法及び 平成19年度予算概要について

平成19年3月27日

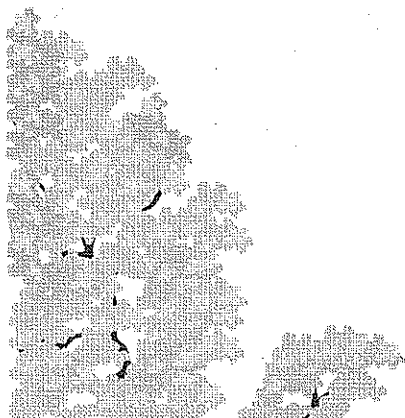
鳥取県障害福祉課長 吹野英明

# 目 次

頁

1 障害者自立支援法の理念	.....	3
2 自立支援法の課題と対応状況	.....	7
3 自立支援法の円滑運営のための特別対策	.....	14
4 障害者自立支援法 次のステップ	.....	35
5 平成19年度予算の概要	.....	42

# 1 障害者自立支援法の理念



# 障害保健福祉の直面する課題

支援費制度の施行（15年4月～）により新たにサービスの利用者が増え、地域生活支援が前進

しかし

- ❖ 新たな利用者の急増に伴い、サービス費用も増大。今後も利用者の増加が見込まれる中、現状のままでは制度の維持が困難。
- ❖ 大きな地域格差（全国共通の利用のルールがない、地域におけるサービス提供体制が異なる、市町村の財政力格差）
- ❖ 障害種別ごとに大きなサービス格差、制度的にも様々な不整合、精神障害者は支援費制度にすら入っていない
- ❖ 働く意欲のある障害者が必ずしも働けていない

つまり

**障害者が地域で普通に暮らせるための基盤が**

**十分に整備されていない**

# 障害者自立支援法の目的

## 障害者自立支援法第1条(目的)

この法律は、…… 障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

# 障害者自立支援法のねらい

- ❖ 精神障害施策を含め、障害施策全体の一層の底上げを実現する。
  - >>>> 地域格差の是正、より多くの方々に障害サービスを提供
- ❖ このことは、3障害を区別しないという障害者基本法の理念の実現でもある。
- ❖ 具体的には、次の5つの柱で改革を目指す。

## 障害者施策を3障害一元化 (障害者基本法の理念の実現)

○3障害の制度格差を解消し、  
精神障害者を対象に

### 利用者本位のサービス体系に

○規制緩和を進め空き教室、  
空き民家、NPO等を活用し、  
地域にサービスを展開

### 安定的な財源の確保

○国の費用負担の責任を強化  
(費用の1/2を国負担)  
○利用者も応分の費用を負担し、  
皆で支える仕組みに

## 自立と共生の 社会の実現

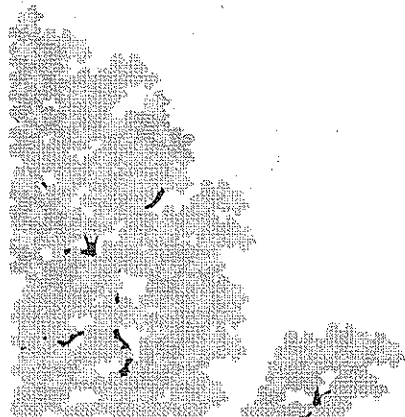
### 働きたい気持ちを本気で支援

○新たな就労支援事業を創設  
○雇用施策との連携を強化

### 住民に説明責任の果たせる 透明な制度

○客観的な尺度を導入  
(障害程度区分)  
○審査会の意見聴取など  
支給決定プロセスを透明化

## 2 自立支援法の課題と対応状況













## ②利用者負担について

利用者負担の基準となる収入認定を住民基本台帳上の世帯としたことから、在宅者の場合は従来の扶養義務者以外の家族の収入も認定されてしまい、在宅の障害者の負担が重くなり、不満が強い。

★通所者、在宅者の定率負担の軽減措置である社会福祉法人減免による負担上限額を1/2から1/4まで引下げ。

→これにより食費を含め平均的工賃15,000円以下の負担

課税世帯は、所得区分が全て「一般」となり、サービス利用料の個別減免や食費等の軽減措置が受けられないため、非課税世帯に近い所得の方にとっては、負担が重い。

●障害児施設の利用者負担について、「一般」(課税世帯)のうち所得割2万円までの世帯は低所得世帯並みの軽減措置を18年10月から適用。

★負担軽減措置の対象範囲を、障害者及び障害児の「一般」(課税世帯)のうち所得割10万円までの世帯に拡大。

→負担上限額を従来の1/4に

授産施設で働いて得る工賃より、利用者負担の方が多く、働くほど負担が増える。

★工賃引き上げのインセンティブを高めるため、入所施設で工賃が月24,000円手元に残るよう工賃控除を実施し4月から遡及適用。

### ③地域生活支援事業について

- 平成18年度の地域生活支援事業の国庫補助は、市町村事業は19市町村中10市町村で財源不足。→調整の結果充足
- 相談支援事業や地域活動支援センター、日中一時支援事業などの事業が円滑に実施できるよう財源確保が必要。  
→地域活動支援センターへ助成(H19)市町村地域生活支援事業の上乗せ助成市町村相談支援センター助成継続等

- 12月末に地域生活支援事業の追加配分の内示(12,882千円)。  
★新法の移行等のための緊急的な経過措置(国費ベース 660億円)

### ④地域におけるサービス基盤の確保について

- 新事業体系で、生活介護等は最低定員が20名以上であり、過疎・離島地域以外では、知事の特認の場合は10名以上。
- 過疎地域の対象となる山村振興法指定地域は限定されており、その地域のみを対象とした施設を設置することは困難。
- 地域で必要なサービスを確保するため基準の緩和が必要。  
→小規模作業所の補助体系を新事業体系への移行を目指しやすい内容に見直し。

- 施設の所在地が振興山村地域にあれば、知事の判断により最低定員10人以上で指定事業者としてよい。

## ⑤グループホーム・ケアホームの運営基準について

- ケアホーム利用者に対して国の夜間支援加算制度が創設されたが、単価設定が低く、夜間支援の必要な利用者に対して十分な支援が行えない状態である。
  - 国の夜間支援加算制度では、グループホーム利用者を対象としていないが、グループホーム利用者の中にも夜間支援が必要な者が存在する。
- 夜間世話人配置事業を見直し・継続

**★ケアホームを利用する重度者は個人単位でのホームヘルプサービスの利用を可能とした。(平成19年4月から)**

## ⑥発達障害児・者等への支援について

発達障害者支援法が成立し、発達障害に対する支援が国や地方公共団体の責務とされたが、現制度では知的障害を伴わない方は障害者自立支援法制度のサービスを受けられない状況。

→発達障害者支援施行事業を実施予定

**★発達障害者支援開発事業の創設(新規)モデル事業により有効な支援手法の開発・確立。**

→全国で20自治体。

(※精神障害として認定されれば、現行法制度上でもサービス提供は可能)





障害者自立支援法は、平成18年4月に一部が施行され、平成18年10月から本格施行。

障害者自立支援法が、身体障害の方や知的障害の方に加え、精神障害の方も含め、三障害共通のサービス体系を設け、サービス全体の底上げ〔サービス量の拡大〕をしていこうとしていることや、障害ある方々が地域で生活できるように〔地域移行の推進〕そのサービスの基盤を作り上げようとしていることや、障害ある方々の「働く」ということに本格的に取り組もう〔就労支援の強化〕としているなど、必要な改革を実施するもの。

しかしながら、今回の改革が、障害者施策としては戦後初の抜本的な改革であることから、様々な意見があり、また、改革の内容によっては、施行までの準備期間が短く、周知が十分でなかったことも相まって、心配・懸念の声。

## そこで

このような状況に丁寧に対応するため、障害者自立支援法の目指す方向をしっかりと見据えた上で、制度の激変を緩和しつつ、円滑に改正制度が実施されるように、3年後の見直しまでの措置として国費1,200億円を追加的に投入し、次の3つの柱からなるもう一段の改善策を講じる。

①  
利用者のサービス利用  
料負担をさらに軽減  
【240億円】

②  
事業者の安定的な事業  
運営のために激変緩和  
措置を強化【300億円】

③  
新制度に円滑に移行す  
るための緊急的な支援  
策を措置【660億円】

※②及び③は、18年度補正で県に基金を造成し、20年度まで事業を実施



# 改善策のポイント

## ①利用者負担の更なる軽減

⇒負担感の大きい通所・在宅、障害児世帯を中心とした対策を実施

○通所・在宅 1割負担の上限額の引き下げ(1/2→1/4)

軽減対象の拡大(収入ベースで概ね600万円まで)

※障害児については通所・在宅のみならず入所にも対象拡大を実施

○入所 工賃控除の徹底(年間28.8万円まで全額控除)

## ②事業者に対する激変緩和措置

⇒日割り化に伴い減収している通所持業者を中心とした対策を実施

○旧体系 従前額保障の引き上げ(80%→90%)

※旧体系から新体系並行する場合についても90%保障の創設

○通所事業者 送迎サービスに対する助成

## ③新法への移行等のための緊急的な経過措置

⇒直ちに移行できない事業者の支援と法施行に伴う緊急的な支援

○小規模作業所等に対する助成

○移行への改修等経費、グループホーム借り上げのための初動経費の助成

○制度改正に伴うかかり増し経費への対応、広報・普及啓発等

# ① 「利用者負担の更なる軽減」の内容は??

1 これまでの負担額との変化が大きい通所サービス、居宅サービスの利用者について、一層の負担軽減を行います。(法施行3年後の見直しまでの間)

## その1 定率負担額を大幅に軽減

通所サービス、居宅サービスについては、利用者負担額の変化が大きく、とりわけ、通所の授産施設など障害ある方々が働く場では、「働いてもらう工賃より利用料の方が高い。」との声もありました。

今回、これに応じて、通所・居宅サービスの利用者については、所得に応じて定められる**月額負担上限額**を**既定の額の2分の1から4分の1**に引き下げることとします。

☆ 通所施設に通う住民税非課税世帯の方であれば、定率（1割）負担分は、月3,750円が負担上限額に

\* 22日通った場合の1日当たりの定率分負担額は約170円

\* 昼食代も負担軽減があり、この場合、昼食代も含めると1日約400円  
(これまでの負担は、食費込みで、1日約570円)

\* 昼食代も含めた、月額利用料(22日通所の場合)は、8,810円。

平均工賃額15,000円より、かなり低い水準です。

⇒工賃倍増計画などの対策により、さらなる工賃の引き上げを目指す。

その2

## 住民税課税世帯にも負担軽減制度を拡充して適用

通所サービス、居宅サービスの利用者は地域で家族と共に生活していることが多く、施設に入所して住民税非課税の単独世帯となっている入所サービスの利用者となり、住民税非課税世帯を中心とした利用者負担軽減制度の対象となりにくいといった面がありました。

このため、通所、居宅サービスの利用者負担の軽減制度の対象を住民税課税層の一部(年収600万円程度までの世帯)まで拡大することにします。

☆ 通所施設に通う年収600万円程度の世帯の方についても、定率(1割)負担分は、月9,300円が負担上限額に

\* 22日通った場合の1日当たりの定率分負担額は約420円

\* 昼食代も負担軽減があり、この場合、昼食代も含めると1日約6,500円  
(これまでの負担は、食費込みで、1日約1,330円)

\* 昼食代も含めた、月額利用料(22日通所の場合)は、14,360円

この場合でも、平均工賃額15,000円を下回ります。

→工賃倍増計画などの対策により、工賃の引き上げを目指す。

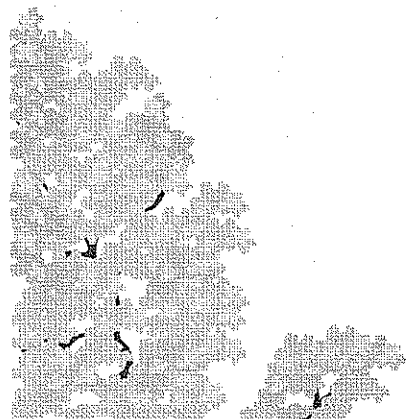
その3

## 社会福祉法人以外からサービスを受けた場合も負担軽減

これまでの、通所、居宅サービスの負担軽減制度は、原則として、社会福祉法人が提供するサービスを利用した場合に限り、予算の範囲内で実施する事業とされてきました。

今回、これを見直し、利用者が、**社会福祉法人に限らず、NPO法人やその他の事業者からサービスを受けた場合にも利用者負担の軽減を行う法令上の制度として位置付けます。**

併せて、これまで、利用者負担の軽減を行うための費用の一部は事業者が負担していましたが、この事業者の負担もなくし、繁雑であった事務も簡素化され、**事業者の負担も大きく軽減**されます。

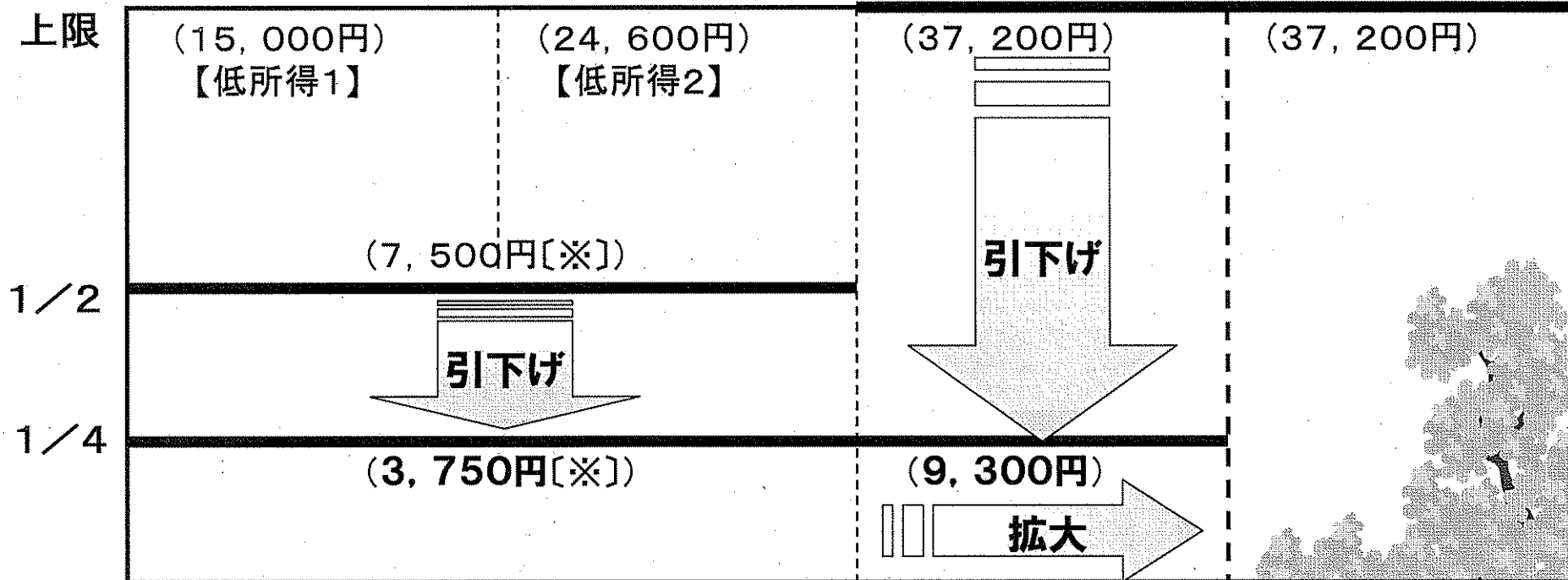


# 通所サービス利用者の負担上限額の引下げ(1/2→1/4)と対象者の拡大

低所得者(非課税世帯)

一般(課税世帯)

年収600万円未満



※通所利用者の場合、「低所得2」は「低所得1」と同額まで軽減。

## ○事業費15万円のサービスを利用する場合の負担額の変化

【低所得1・2】  
7,500円→3,750円

食費\*

【一般(年収600万円未満)】  
15,000円→9,300円

食費\*

\*軽減対象者は、食費についても、低所得者と同様に軽減。(14,300円→5,060円)









## その2 障害児については、入所施設利用者についても負担軽減対象世帯を拡大

障害児のいる家庭は、若年世帯が多く、家庭の負担感も大きいことが考えられます。また、障害児の利用するサービスの負担は、その保護者の所得の状況に基づきますので、通所、居宅サービスと同様に、**施設入所サービスについても、利用者負担軽減の対象を、年収600万円程度までの住民税課税世帯にまで拡大すること**にします。

☆ これまで、負担軽減の対象にならなかった年収300万円程度から600万円程度の住民税課税層の家庭の障害児入所施設の利用料(定率負担と食費)は、これまでの月額45,000円程度(軽減なし)から、月額19,600円程度に。  
⇒ 負担はこれまでの半額以下の水準になります。

# 〔参考1〕 通所(障害児施設(福祉型))のケース

平均事業費 約14.4万円

## ~H18. 9月 措置費制度

一般(所得割2万円以上世帯)	4,500円~全額
一般(所得割2万円未満世帯)	2,200円/3,300円
低所得2	1,100円
低所得1	1,100円

## H18. 10月~ 児童福祉法(契約制度)

	定率1割負担 (軽減前の額)	食費負担 (軽減前の額)
一般(所得割2万円以上世帯)	28,700円	14,400円
一般(所得割2万円未満世帯)	20,384円 (28,700円)	<u>15,324円※</u>
低所得2	9,040円 (28,700円)	7,500円 (14,400円)
低所得1	9,040円 (28,700円)	7,500円 (14,400円)

※食費軽減分の9,240円の1割が利用者負担に上乘せになる

## 見直し

中間所得者層を拡大した上で、月額上限を原則4分の1に軽減

※ 学齢期以後も対象

## 措置費制度

一般(所得割10万円以上世帯)	14,500円~全額
一般(所得割10万円未満世帯)	2,200円~14,500円
低所得2	1,100円
低所得1	1,100円

## 児童福祉法(契約制度)

	定率1割負担 (軽減前の額)	食費負担 (軽減前の額)
一般(所得割10万円以上世帯)	28,700円	14,400円
一般(所得割10万円未満世帯)	<u>14,360円</u> (28,700円)	14,300円
低所得2	<u>5,290円</u> (28,700円)	<u>9,300円</u> 【37,200円の4分の1】 (14,400円)
低所得1	<u>5,290円</u> (28,700円)	<u>3,750円</u> 【低所得1と同額】 (14,400円)
		<u>3,750円</u> 【15,000円の4分の1】 (14,400円)

※1日当たり  
二百四十円

※1日当たり  
百七十円

※22日通所の場合

